

第1号様式

72センチメートル

建築基準法による公告

( )の所在地  
命令を受けた者  
の氏名

この( )は、建築基準法に違反しているので同法第九條により( )を命ずる。

なお

- 一 この標識を毀棄した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 二 この命令に違反して、この( )の工事を行った者は罰せられます。
- 三 この( )は、行政代執行によりとりこわされることがあります。
- 四 電気、ガス、水道の供給を保留するよう電気事業者等に通知してあります。

年 月 日

船橋市長

注 ( )部分及び三・四については適宜記入すること。

51センチメートル